



# 深川市子育て世帯特別給付金のご案内

子育て世帯の支援のため、給付金を支給します！

## 1. 支給対象者

- 平成18年4月2日以降に生まれたこどもで、
  - ① 令和7年1月29日時点で深川市に住民登録のあるこども
  - ② 令和7年3月31日までに転入したこども
  - ③ 令和7年3月31日までに生まれたこどものいずれかに該当するこどもを養育する方に支給されます。

※こども本人に支給するものではありません。

※非課税世帯等給付金・こども加算に該当する場合は、支給対象となりませんのでご注意ください。

## 2. 支給額

こども1人当たり一律 **2万円**

■支給手続きについては裏面に掲載しています。必ずご確認ください。

\*お問い合わせは、下記までお電話ください。

■ 深川市役所

健康・子ども課 子育て支援係窓口

**電話：0164-26-2237**

### 3. 給付金の支給手続き

#### ■ 深川市より児童手当を受給している方

##### ▶ **申請不要**

▶ 令和7年2月支給時の児童手当受給口座に振り込みます。

(別居監護によりこどもの住民登録が深川市以外の方は支給を受けられません。)

##### 【ご注意ください】

※ 給付金の支給を希望しない場合は、受給拒否届出書を返送してください。

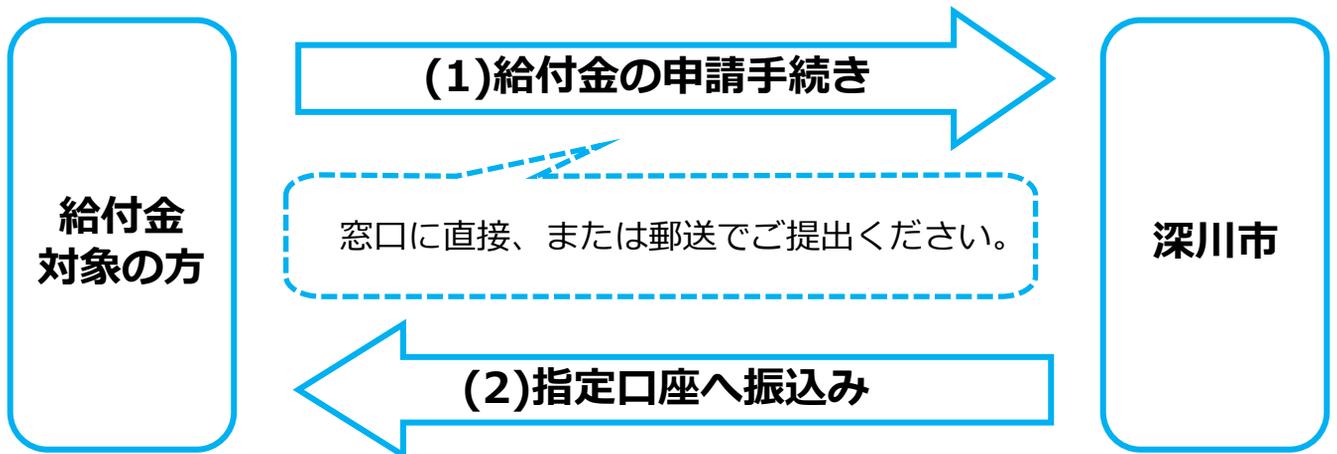
※ 児童手当の支給に当たって指定していた口座を解約しているなど、給付金の支給に支障が出る恐れがある場合は、振込指定口座を変更するなどの手続きをしてください。

#### ■ 上記以外の方（例：公務員の方、こどもの保護者が市外の方）

▶ 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。

▶ 申請書に振込先口座などを記入して、必要書類とともに深川市の**窓口**に**直接**、または**郵送**でご提出ください。

▶ 給付金の支給要件に該当する方に対して、申請内容を確認して指定口座に**可能な限り速やかに**振り込みます。



「深川市子育て世帯特別給付金」の**“振り込め詐欺”**や**“個人情報の詐取”**にご注意ください。

ご自宅や職場などに深川市から問い合わせを行うことはありますが、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。もし、不審な電話があった場合は、深川市の窓口や最寄りの警察（または警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。